

利用料金減免基準について

福崎町駅前交流広場、福崎町駅前交流センター2Fフクテラスをご利用される際、

下の表に該当する場合は、利用料金を減額または免除することができます。

利用希望日の2週間前までに減免申請書をご提出ください。

該当事項	減免率
福崎町または指定管理者の主催、共催	100%
福崎町または指定管理者の後援、協力	50%
福崎町または指定管理者が特に必要と認める場合	福崎町または指定管理者が定める割合

※キッチンカー利用は対象外です